

令和5年度第2回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日 時：令和6年3月25日（月）午後2時～3時
- 2 場 所：門真中町ビル 3階 会議室D
- 3 出席者：合田委員長、須河内委員長、東野委員、西堤委員、山田委員、大西委員、
足立委員、安井委員、緒賀委員、三村委員
- 4 事務局：こども部 南野部長、寺西次長
こども政策課 美馬課長、小西課長補佐、浅尾主任、義川係員
子育て支援課 漕江課長、池田課長補佐
保育幼稚園課 笹井課長、中永課長補佐
- 5 傍聴者：0名
- 6 次 第：（1）諮問
（2）議題
①令和6年4月からの利用定員の設定について
（3）答申
（4）その他

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。予めご了承くださいますようお願いいたします。

失礼ながら、ここからは座って進行をさせていただきます。

本日は、15名中10名の委員にご出席いただいておりますので、過半数を超えておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。また、本日は、傍聴者は来られておりません。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料1は「子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付」、資料2は「令和6年4月からの利用定員の設定について」以上でございます。不足はございませんでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日は、宮本市長が公務のため、出席ができませんでしたので、下治副市長より開会のご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（下治副市長）

副市長の下治でございます。

委員の皆様におかれましては、平素より市政各般、とりわけ本市児童福祉行政に格別なご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

また本日はご多用の中、ご参加いただきましてありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

げます。

さて、本市では様々な子育て支援サービスの充実に努めておりまして、その1つとして、これまで利用定員を確保するための就学前教育・保育施設整備を進めてきたところでございます。

本日、皆様に諮問させていただく内容は、市内の幼稚園が認定こども園に移行することに伴う、令和6年4月からの利用定員の設定となっております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚なくご意見をいただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは次第の「1. 諮問」に移りたいと思います。

下治副市長より合田委員長に諮問をお願いいたします。

(下治副市長)

門真市子ども・子育て会議委員長様。

令和6年4月から新たに設定する利用定員について諮問。

子ども・子育て支援法第31条に基づき、令和6年4月から新たに設定する利用定員に関し、貴会議の意見を求めます。

令和6年3月25日。門真市長 宮本一孝。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは副市長はこれで一旦退室させていただきます。

皆様に諮問書の写しをお配りしておりますが、今回は「令和6年4月から新たに設定する利用定員について」の諮問となります。

その内容について、本日ご審議いただき、意見をまとめていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任いたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

皆様方、年度末が押し迫る中、ご出席いただきありがとうございました。

年度の締めということで、今、副市長様からもありました、今日が利用定員の設定についてということで、ご審議いただきたいと思います。

忌憚のないご意見をいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、まず議題1早速入らせていただきますが、申しました「令和6年4月から新たに設定する利用定員について」ということで事務局の方からご説明します。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

令和6年4月より市内の幼稚園が認定こども園へ移行するため、利用定員の設定について皆様に諮らせていただきます。

資料1をご覧ください。

具体的な内容に入る前に、まずは利用定員を設定する理由などについてご説明します。

この資料は、利用定員の設定に係る「子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付」についての説明資料となっております。

従来、保育所や幼稚園などの教育・保育施設には施設形態に応じて、様々な制度により自治体から財政措置がされていましたが、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されてからは1つの制度へと共通化されました。

資料、中ほどの図をご覧くださいますと、旧制度では施設形態により、都道府県からの私学助成、市町村からの保育所運営費負担金等、異なる主体により財政措置がされていましたが、新制度では市町村からの「施設型給付」に共通化されております。

次に、資料下段の「施設型給付を受けるには」をご覧ください。

新制度による給付の対象となるためには「認可」された施設が、「確認」を受ける必要があります。

まず、「認可」とは、各施設形態の認可権者が定める施設の設備や運営体制を満たすことにより認可施設として認められるもので、この「認可」を受けていない施設は、認可外の施設となります。

そして、「認可」を受けた施設が、本市の「確認」を受けることで、施設型給付の対象施設となることができます。

「確認」の手続きにつきましては、大きく分けて2つあり、1つ目が、「基準を満たしているかの確認」で、本市の条例で定める基準を満たしているかを施設からの提出書類等により確認しております。

2つ目が、利用定員の設定です。

利用定員とは、施設の認可の際に設定されている認可定員の範囲内の人数で設定するもので、設定の際は子ども・子育て支援法の定めに基づき、子ども・子育て会議で意見をいただくこととなっております。

申請いただいた施設は、この確認の手続きを経ることで施設型給付を受けることができますようになります。

続けて、資料裏面の「利用定員の設定と子ども・子育て会議について」をご覧ください。

こちらは、利用定員の設定について、皆様にお諮りしている根拠を示しています。

子ども・子育て支援法では、利用定員を設定する際に審議会その他の合議制の機関などの意見を聴かなければならないとされております。

詳しくは、子ども・子育て支援法の抜粋部分をご確認いただきたいのですが、第31条・第43条のいずれも「利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審

議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とされています。

本市では、門真市子ども・子育て会議が「第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関」に当たるため、皆様に利用定員の設定について諮らせていただいております。

それでは、本日、ご審議いただく内容についてご説明いたします。

現在、幼保連携型認定こども園大阪愛徳幼稚園の確認申請が提出されております。

設置主体は「学校法人大阪愛徳学園」で、認可施設として「大阪愛徳幼稚園」と、小規模保育施設の「あいとくナーサリー」を市内で運営されておりましたが、今後の施設運営を考慮された結果、「あいとくナーサリー」を廃止し、令和 6 年 4 月 1 日より「大阪愛徳幼稚園」を幼保連携型認定こども園へ移行するために大阪府へ認可の申請をされました。申請の結果につきましては、大阪府よりご連絡いただいております、2 月 15 日に開催された幼保連携型認定こども園認可部会において認可適当とされたとのことです。

資料 2 をご覧ください。

2 の「新たに設定する利用定員について」を見ていただきますと、上の表が既存施設の認可定員となっています。これまでは愛徳幼稚園で 210 名、あいとくナーサリーで 15 名の認可定員を設定していました。

下の表には新設される施設の認可定員を記載しておりますが、認定こども園への移行後は 135 名とする予定となっております。

内訳としましては、3 号は 0 歳が 3 名、1～2 歳が 12 名となっており、この部分はあいとくナーサリーの設定をそのまま引き継ぐ形となっています。

2 号は 3～5 歳が 42 名となっており、今回新たに設定されています。

1 号は 3～5 歳が 78 名となっており、愛徳幼稚園より少なく設定されています。

最後に、利用定員については、認可定員と同数で設定することを考えており、3 号認定はあいとくナーサリーの利用定員と同数であるため今回の設定による増減はありませんが、1 号は 78 名、2 号は 42 名の利用定員が新たに増えることとなります。

この内容について皆様にご審議いただければと思います。説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から、施設型給付移行の確認という内容の基本的な説明及び、実際に申請が上がっています大阪愛徳幼稚園さん、あいとくナーサリーさんが認定こども園に移行する中での利用定員の変更ということで説明がありましたけども、この説明、内容等についてまず委員の皆様方ご質問、ご意見ありましたらよろしく願いいたします。

(大西委員)

幼稚園 210 名定員から、認可定員ですけども現入園数が 210 名から大分下回ることは想定されますが、今、どれぐらいの方が、何名が利用されているのか教えてください。

(合田委員長)

事務局の方から大西委員への回答よろしいでしょうか。

(事務局)

今のご質問に対する回答ですが、幼稚園の今既に入園されている方の人数というのは正確には市の方では把握していないです。

というのも、幼稚園の所管が大阪府になっておりますので、大阪府が正確な数字を把握しており、こちらでは把握できていない状態です。

(合田委員長)

大西委員いかがでしょうか。

(大西委員)

1号2号合わせて3歳から5歳の新利用定員が120名になるということで、マイナス90名の子どもが増減があったと思います。

現状でそれくらいはマイナスが出ているということが想定できますが、今回1号2号3号の認可定員、利用定員にもどちらも何も反対することはないですが、気持ち的にすごく思うのが、210名で幼稚園を経営されていた園が定員にはるかに届いていない状況がこの町で起こっていて、こども園に移行し、定員をマイナス90名にしてこども園としてもう一回スタートするという、何とも言えないこの儚さと言いますか、足立先生はご存知だとは思いますが、幼稚園が定員をかなり割っていると噂では聞いていて、正確な数字は分からないですが、こういう風にマイナス90名という数字を目の当たりにすると、こども園を運営する法人側としては胸が締め付けられる思いです。

210名というのがなかなか難しいという状況で、マイナス90名がおそらく適正な数字だと考えて計画されていることなので、この先も愛徳さんにはいい幼稚園として続けていただけたらなと願っています。

(合田委員長)

人数が正確に分からないということと、大西委員としてはマイナス90名の減少ということで考えさせられることがあるという感想という形でさせてもらってもよろしいでしょうか。

他いなかでしょうか。足立委員どうぞ。

(足立委員)

事務局から説明があった中で、2月25日に大阪府の幼保連携型認定こども園認可部会というのがあったのでしょうか。

あまり存じませんので、簡単に結構ですので、大阪府から門真市に降りてくるのか、そ

の辺ちょっと教えていただけますか。

(合田委員長)

では足立委員のご質問にどうぞお答えください。

(事務局)

今のご質問に関してなんですけども、そもそも認定こども園の認可権者というものが門真市ではなく大阪府となっております。

ですので、手続き上は門真市の方を通して申請書類等を大阪府に出していただいています。こちらではあくまで書類のチェックまでとなっています。

そして大阪府の方にこちらから申請書の方を進達させていただきまして、大阪府の方で認可を降ろすという形になっております。以上です。

(合田委員長)

足立委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

(東野委員)

案の方ですが、2号の方が従来では全くなかったのに42名になっているその理由は、保育部分が増えているということですね。

(合田委員長)

今の東野委員のご質問よろしいでしょうか。

(事務局)

お答えさせていただきます。

元々幼稚園の教育施設ですので、1号認定部分のお子さんしかお預かりしていません。

ただ今回、認定こども園になるにあたりまして認定こども園は保育施設と教育施設両方の性質を持っているものになりますので、教育部分の利用定員の設定だけでなく、2号部分の設定もしている形となります。

(合田委員長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。足立委員どうぞ。

(足立委員)

資料1の「施設型給付」についての共通化というのは、これは私学助成の補助金を受けて運営していました幼稚園の今までの運営費や補助金が門真市に変わるということでしょうか。

(合田委員長)

足立委員からのご質問ですが、よろしいでしょうか。

(事務局)

今のご質問に対してですが、まず私学助成を受けられる幼稚園に関しましては大阪府から助成を受けることで変わってはいないです。

昨年度に大阪ひがし幼稚園さんが私学助成から新制度に移行されたかと思いますが、そうなりますと施設型給付、ということで市町村からの給付を受けることになりますので、私学助成のままの幼稚園は相変わらず大阪府から助成が出ておりまして、施設型給付に移った幼稚園さんは市の方から補助をさせていただいている形となります。

(足立委員)

この旧制度の表、認定こども園、保育所そして幼稚園と書いていますね。これが全部共通化という矢印で右の施設型給付という風に受け取れたんですけど。

(事務局)

はい、その通りですが、私学助成の幼稚園だけ例外的に各施設で私学助成のまま留まるか、施設型給付に移行するか決めることができますので、施設型給付のまま進められている施設もございます。

(足立委員)

要するに、今まで通りの給付ということでよろしいですね。

(事務局)

そうですね。今まで通り給付を受けるところと、市から施設型給付に移行して受けるところがございます。

(足立委員)

この書き方ですと、全部門真市から受けるのかなと誤解しました。
今まで通りで、了解しました。

(合田委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。他ご質問はございませんか。

(安井委員)

先ほど質問されたことで、給付が都道府県から市町村に変わるということのメリットとデメリットを教えていただけたらと思います。

(事務局)

資料の旧制度の方を見ていただきますと、例えば認定こども園であれば給付を受けるために都道府県からいただくもの、市からお渡しするものと複数の給付を受けることとなっています。

そのため、それぞれ大阪府は大阪府、門真市は門真市それぞれに申請等しなければいけないところ、それが一本化されることでその手続き等も門真市にしていいただければ給付を受けることができるという形になりました。

そこがメリットになるかなと思います。

(合田委員長)

安井委員、いかがでしょうか。

(安井委員)

デメリットはないということでしょうか。

(事務局)

そうですね。ちょっと思い浮かばないです。

(合田委員長)

メリットだけということで、よろしいでしょうか。

他いかがでしょうか。大西委員どうぞ。

(大西委員)

市に対してお願いしたいことですが、今回愛徳さんは定員を減にして認定こども園の方に移行されるということですが、根本にあるのが門真の少子化の部分であると思います。

実は保育園の方でも幼稚園の方でも定員が割ってきたりとか、申込者数が減ってきたりというところに繋がっていますが、これはずっと生まれてきていないので子どもの数が全国的にも下がり続けています。

だけど、寝屋川市が昨年度の秋に第二子保育料無償化、0、1、2歳まで無償化を始め、守口市は当然既にされていますが、大阪市も令和8年度に向けて無償化をすると、つまり門真市の周りの市町村が全てうちの市に来なさいよと、タダになりますよと子育て施策を手厚くしていて、確保していつています。

市内の子どもの数が減ってきていて、門真市から出ていくメリットが周りに並べられている状況で、それに合わせて守口市でも保育士確保の施策をして、今、残念ながら門真はこうやって定員を下げてこども園をしようと言っていますが、守口は去年だけで普通の保育園が3つ程できていますし、子どもが増え続け、市もお金を払って保育士確保に動いていま

す。

この4月から大阪市は本格的に保育士確保に手を出し始めたので、ちょっと、このまま、保育園の方からでも幼稚園の方からでも要望は出していますが、ちょっと財政の方だったり、企画の方だったり協力して門真の子育て施策というか、少子化対策の施策をちょっと真剣にもっとお金をかけてやっていただかないと、ちょっと本当に持っていかれてしまいます。

保育士なんかは、毎年大阪市は20万ずつつけます。

7年目か8年目ぐらいは毎年20万貰えて、10年目、15年目、20年目といって区切りにも貰えますし、寝屋川市も3年間で40万円ぐらい貰える程色々やっていますが、門真はようやくつけていただいて年4万円です。

この差はやっぱり、魅力というか金額だけではないですが、ちょっとこういう定員減にしなければいけないというよりも、愛徳さんが5年後、10年後に認可定員を上げて、利用定員を上げるという風な町になっていただきたいと私は願っておりますので、ちょっと近隣市に負けない少子化対策の施策を門真市さんにぜひお願いしたいと思います。

切に願っております。お願いします。

(合田委員長)

貴重なご意見ありがとうございます。

大西委員からの方、まさにおっしゃる通りだと思いますが、これに対して事務局の方は何か。

(事務局)

貴重なご意見として受けさせていただきます。

また今後検討していきます。

(足立委員)

いいですか。

今は0歳から2歳のお話ですけども、幼稚園側としましては3歳から5歳の無償化が始まりましたけども、これだけ物価上昇して人件費の負担が増える一方の中で、国自体も無償化に向けてですね、何も変わってないと。

大阪府の団体にも28日に総会がありますので、ちょっと要望を言おうかなと思っていきますけれども、市ばかりの負担にさせるのもどうなのかと思いながら、これはもう日本の3歳から5歳の無償化をなんとかしないといけないなと、これは強く団体に訴えようと思いますので、その辺共通理解を図っていただいて、またできるところ支援していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(合田委員長)

ありがとうございました。足立委員からのご意見でした。

現状を切に訴えられたと思いますので事務局の方でも検討いただければと思います。
他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

特になし。

(合田委員長)

それでは答申の方に入っていきます。最初に副市長さんからいただきました皆様のお手元にございます諮問に対する答申ということで、子ども・子育て会議としては附帯決議なしで認めるという答申を出させていただいてよろしいでしょうか。

各委員様の手元には事務局から答申書の写しが届きましたけども、今少し触れましたように、記以下ですが、「令和6年4月に新たに設定する利用定員について」幼保連携型認定こども園大阪愛徳幼稚園においては、135名、1号認定78名、2号認定42名、3号認定15名の設定が適当であると認める答申書となっておりますけども、これでよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(合田委員長)

ありがとうございます。それでは後程事務局の方で捺印させていただいて提出するという運びにさせていただきたいと思います。

ご審議ありがとうございました。

審議はこの1点だけでしたが、その他何か事務局の方からありましたらよろしく願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

まず、先ほどご審議いただいた内容と同様に利用定員に関わるものですが、この4月から小規模保育施設が1施設休止されますのでご報告いたします。

休止されるのは社会福祉法人小百合苑が運営される柳町園ブリスガーデンで、古川橋駅前のテナントビルに開設されておりますが、テナントビルが本市の進める古川橋駅前の再開発の区域内にあり、立ち退きの対象となったため、施設も存続できなくなりました。

しかし、法人には施設を再開する意向があり、届出についても廃止ではなく、休止として提出されております。

現在も、次の開設場所の確保に向けて動いておられ、体制が整い次第再開するとお聞きしておりますが、一時的に利用定員が減少することとなりますので、この場でご報告させていただきます。

次に、11月に開催した会議で皆様に確認いただいた門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケートの進捗についてご報告いたします。

アンケートは、皆様にご確認いただいた後、最終調整を行い、3月14日に調査票を送りました。回答の受付は3月29日までとしており、返信用封筒による返送の他、web上の回答フォームから回答いただくことができます。

調査の結果につきましては、4月以降に集計・分析し、6月ごろには報告書を取りまとめる予定としておりますので、皆様には改めてご報告させていただきます。

最後に、各団体からの推薦により出席いただいている委員の皆様へのお願いとなります。

4月になり年度が変わりますと役職の見直しが行われ、新体制となる団体があるかと思います。その際に、この会議へ出席される方が変わられる場合は、委員の委嘱・解嘱の手続きが必要となりますので、こども政策課までご連絡をいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

その他として3点、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

柳町園ブリスガーデンはそのような事情があるということでご理解いただけたと思いますし、また、前回の11月の会議でも皆様方のご意見をということでアンケート内容を十分期間をおいて確認して、ご意見が特になかったということでしたので、作業・発送と言う形となったということでした。

最後に、4月から新年度となりますので代表として来られている皆さまの立場などが変わる場合は連絡等をお願いしたいということでしたが大丈夫でしょうか。

特に意見はありませんでしたら、これで終了としてよろしいでしょうか。

(事務局)

すみません。残り答申をしていただかないといけませんので、今から一時中断させていただきます。答申書が準備できましたら副市長に来ていただきますので、よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

副市長に直接お渡しするということで、今しばらくお時間をいただけたらと思います。

(事務局)

それでは会議を再開いたします。

合田委員長より下治副市長へ答申書の提出をお願いいたします。

(合田委員長)

答申書。門真市長 宮本一孝様。

令和6年4月から新たに設定する利用定員についての答申です。

令和6年3月25日付で諮問されました内容について、下記のとおり答申いたします。

令和6年4月から新たに設定する利用定員について幼保連携型認定こども園大阪愛徳幼稚園においては、135名、内訳としまして1号認定78名、2号認定42名、3号認定15名の設定が適当であると認めます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは進行を委員長にお返しいたします。

(合田委員長)

それでは答申書を副市長にお渡しいたしましたので、それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。

先ほどご説明にありました、6月ぐらいにアンケートの集計で、またお集まりいただくことになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは今日はありがとうございました。

(以 上)